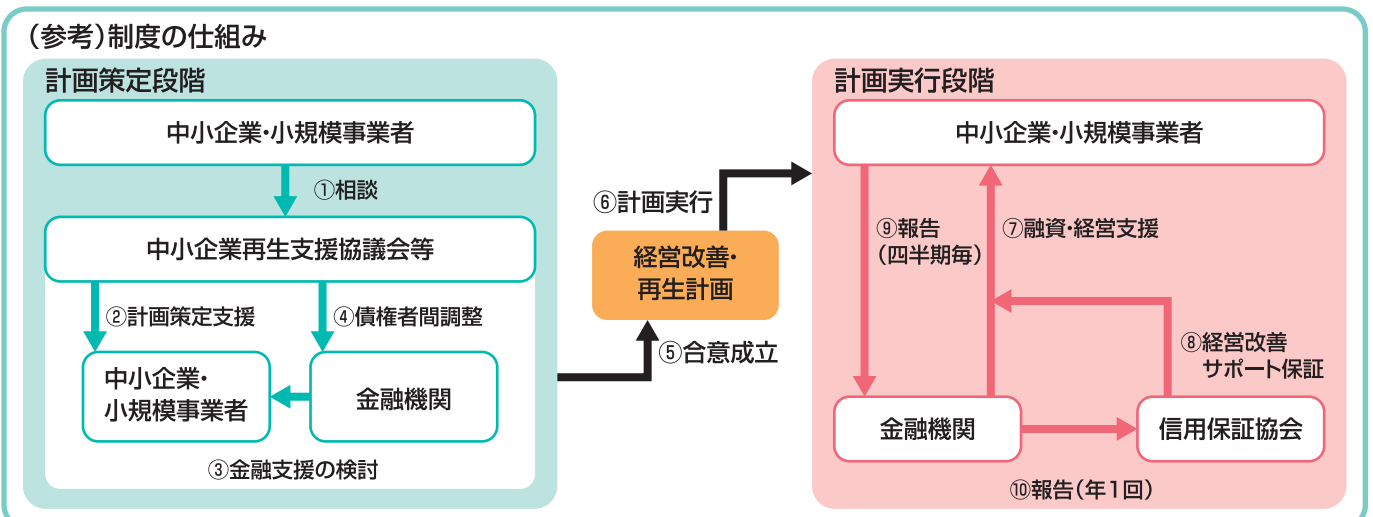


34 経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)

経営改善サポート保証は、経営サポート会議における検討に基づき作成した事業再生の計画等に従って、経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とする保証です。

対象となる方	<p>中小企業再生支援協議会等の支援により作成した事業再生計画*に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方(特定非営利活動法人(NPO法人)は除く)</p> <p>※本保証の対象となる事業再生計画には、中小企業再生支援協議会の他、主に以下の機関による計画が指定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経営サポート会議(金融機関の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組みであり、兵庫県の事務局は当協会が務めています) ②中小企業基盤整備機構の再生支援全国本部 ③事業再生ADR ④整理回収機構
資金使途	事業資金(事業再生の計画の実施に必要な資金に限る)
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注)一般の普通保険および無担保保険とは別枠です。
保証期間	一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:15年以内(うち据置期間1年以内)
貸付形式	証書貸付または手形貸付
返済方法	一括返済または分割返済
貸付利率	金融機関所定利率(自治体融資制度を利用する場合は、その定めによります)
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要
保証料率	0.70% (注1)ただし、責任共有制度の対象外となる保証(100%保証)を同額以内で借り換える場合の保証料率は0.80%となります。 (注2)会計参与設置会社に対する割引の適用が可能です。詳細はP2をご参照ください。
保証割合	責任共有制度対象(ただし、責任共有制度の対象外既保証を同額で借換える場合は、責任共有対象外となります。)
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ①事業再生計画は、当該計画に係る債権者全員の合意がとれているものに限ります。 ②中小企業者等は、事業再生計画の実施状況を四半期ごとに金融機関へ報告する必要があります。



※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援室 期中支援課または各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。